

(様式第1号)

令和元年度 第1回芦屋市子ども・子育て会議 会議録

日 時	令和元年6月13日(木) 10:00~12:10	
場 所	芦屋市役所 東館3階 大会議室	
出席者	会 長 寺見 陽子 副 会 長 西村 真実 委 員 西尾 裕子 委 員 豊原 五月 委 員 吉田 紋子 委 員 高橋 弘美 委 員 武田 淳 委 員 半田 ひとみ 委 員 友廣 剛 委 員 加納 多恵子 委 員 中田 伊都子 委 員 江守 易世 委 員 武田 義勇貴 委 員 岡本 知代 委 員 田部 利依子 委 員 横山 宗助 委 員 北尾 文孝 委 員 三井 幸裕 欠席委員 極楽地 愛子 事務局 こども・健康部子育て推進課長 廣瀬 香 こども・健康部子育て推進課政策係長 高松 靖子 こども・健康部子育て推進課政策係主事補 井上 真由美 関係課 こども・健康部主幹(子育て施設担当課長) 長岡 良徳 こども・健康部主幹(施設整備担当課長) 伊藤 浩一 こども・健康部健康課長 細井 洋海 管理部管理課長 山川 範 学校教育部主幹(学校教育指導担当課長) 澁谷 倫子 社会教育部青少年育成課長 近田 真 こども健康部子育て推進課保育係長 池永 直子 こども・健康部子育て推進課施設整備係長 田中 孝之 こども・健康部健康課主査(子育て世代包括支援担当) 田中 佐代子	

	学校教育課主査（幼稚園教育担当） こども・健康部子育て推進課施設整備係主事	上埜 吉美 藤田 翔子
事務局	こども・健康部子育て推進課	
会議の公開	公開	
傍聴者数	1 人	

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 委員委嘱・任命
- (3) 会長・副会長の選出
- (4) 会議運営上の説明

<内容>

- (1) 平成30年度子育て支援に関するアンケート調査の結果報告について
- (2) 第2期子育て未来応援プラン「あしや」策定について
- (3) 小規模保育事業所の認可・確認について
- (4) その他

<閉会>

閉会の挨拶

2 提出資料

- 資料1 第2期子育て未来応援プラン「あしや」の策定方針
- 資料2-1 施設型給付の概要と仕組み
- 資料2-2 芦屋市家庭的保育事業等認可等規則
- 資料2-3 芦屋市家庭的保育事業認可申請施設等の概要
- 資料2-4 教育・保育施設及び地域型保育事業に係る確認について
- 参考資料 市立幼稚園・保育所のあり方について
- 参考資料 芦屋市子ども・子育て会議条例

3 審議経過

<開会>

- (1) 開会の挨拶

【事務局挨拶】

- (2) 委員委嘱・任命

【委嘱・任命】

【委員・事務局自己紹介】

- (3) 会長・副会長の選出

(事務局高松) 芦屋市子ども・子育て会議条例第5条第2項により、会長は委員の互選によ

り定めることとなっておりますが、どなたかご推薦はありませんか。

(加納委員) 寺見先生には、当初から子ども・子育て会議の会長を務めていただいています。今年度は非常に大事な年であり、引き続き寺見先生にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局高松) 他に推薦はございませんか。

【他の推薦なし】

(事務局高松) では寺見委員に会長をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

次に副会長につきましても委員の互選となっておりますが、どなたかご推薦ありませんか。

(高橋委員) 会長を補佐する副会長のポジションは非常に重要だと思います。今年度、策定が進んでいく中で、ここはやはり、学識の西村先生に副会長を務めていただくのが最も良いのではないかと思います。いかがでしょうか。

(事務局高松) 他に推薦はございませんか。

【他の推薦なし】

(事務局高松) では西村先生に副会長をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

【会長、副会長 座席移動】

【寺見会長一挨拶】

【西村副会長一挨拶】

(4) 会議運営上の説明

(事務局井上) 芦屋市情報公開条例第19条により、会議は公開が原則となっております。この会議における内容や委員名も公開が原則であり、議事録を正確に作成するために、レコーダーにて録音させていただきたいと思います。また、発言の際には挙手いただき、会長の指名を受けてからご発言いただきますようご協力をお願いします。

本日は委員19名の内、18名が出席ですので、この会議は成立しております。会議の公開の件について、承認させていただきたいと思いますが、会長いかがでしょうか。

(寺見会長) 委員の皆様、会議の公開と傍聴の件についてはよろしいですか。

【全員異議なし】

【傍聴者入室】

(寺見会長) 事務局から本日の資料の確認を行ってください。

【事務局より資料確認】

(事務局廣瀬) 始めに、本日の会議の流れをご説明いたします。まず、本日の主題は、第2期子育て未来応援プラン「あしや」の策定に向け、昨年度子育て世帯へ実施いたしましたアンケート調査結果のご報告と、第2期計画策定方針のご説明です。平成27年度からの5か年計画である『子育て未来応援プラン「あしや」』が今年度で最終年度を迎えますので、令和2年度以降の第2期計画の策定に向け、皆様に方針をご報告の上、ご協議を行っていただきたいと思いますと考えております。

その後、次第にも記載しておりますとおり、「小規模保育事業所の認可・確認」についてご報告いたします。会議時間は概ね1時間半から2時間程度を予定しております。長時間で申し訳ありませんが、時間内に終了出来ますようご協力をお願いいたします。

<内容1> 平成30年度子育て支援に関するアンケート調査の結果報告について

(寺見会長) 次第の内容1「平成30年度子育て支援に関するアンケート調査の結果報告について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局高松) お手元に、「芦屋市子育て支援に関するアンケート調査結果報告書」をご用意ください。まず、報告書の構成についてご説明しますので、目次をご覧ください。報告書はローマ数字Ⅰ～Ⅲの大きく3つで構成しております。Ⅰに調査の概要、Ⅱに調査結果、Ⅲに調査結果のまとめを記載しており、最後に参考資料として、今回のアンケート調査票及び調査票に同封した用語解説を載せております。また、就学前児童の保護者宛の調査票には、今年の10月から実施が予定されております「幼児教育・保育の無償化」に関する内閣府の保護者向け説明資料も同封いたしました。

では、今回新たに委員になられた方もおられますので、簡単にご報告させていただきます。

報告書の1ページをご覧ください。今回の調査の概要を記載しております。昨年度の子ども・子育て会議におきまして、アンケート調査票の内容を委員の皆様にご協議いただき、項番2に記載のとおり、市内在住の就学前児童の保護者、小学生児童の保護者と高学年本人、中学生生徒の保護者と本人の計4,500世帯を対象として、項番3に記載のとおり、平成30年11月22日から平成31年1月15日までの期間で調査を実施いたしました。アンケート調査票の回収状況は項番5のとおりです。

次に、報告書の216ページをご覧ください。Ⅱ-6として、216～218ページにかけて、保護者向けの調査票の最終ページに設けておりました自由記述欄の設問に記入いただいた主なご意見を、第1期計画の基本目標1～4に分類して記載しております。様々なご意見がありましたが、本日は各項目から一つずつご紹介させていただきます。

217ページをご覧ください。基本目標1『家庭における子育てへの支援』について、「多様な子育て支援サービス環境の整備」の中で上から2つ目に「子育て支援事業は、曜日や時間が指定されていて利用しにくいことがある。土日でも利用できるようにしてほしい。」というご意見がありました。また、「子育て家庭への経済的支援」の中では、「子育てに関する経済的支援を所得制限なく充実させてほしい。」というご意見があります。

また、基本目標2『子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供』に

ついて、「就学前教育・保育の体制確保」の中の一番上に、「保育所や認定こども園等を増やして待機児童の解消に努めてほしい。」といご意見が出ています。

218ページをご覧ください。基本目標3『すべての子どもの育ちを支える環境の整備』について、「地域における子どもの居場所づくりの推進」の中の一番上に「キッズスクエアは、放課後安心して友だちと遊べることと、地域のボランティアの方との関わり合いがあることが良いと思う。」というご意見や、「安全・安心まちづくりの推進」の中では、「大規模な災害を想定して、幼稚園や保育所などの対応を具体的に提示してほしい。」というご意見があります。

最後に基本目標4『仕事と子育ての両立の推進』について、「仕事と子育ての両立を図るための環境の整備」の中で、「共働き家庭が利用できる事業を増やしてほしい。」というご意見が出ています。

続いて、219～223ページにⅢ 調査結果のまとめとして、調査票の見出し項目ごとの結果及び平成25年度に実施したアンケート調査との比較を記載しております。こちらの内容は、本日の会議資料1の項番7にもまとめています。では、報告書219ページの(1)～(9)の各項目について、前回調査との比較部分を中心に抜粋して読み上げて参ります。

(1) 保護者の就労状況については、前回調査と比較すると、母親の「フルタイム」「パート・アルバイト等」の割合が増加し、「未就労」の割合が減少しています。

(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況については、前回調査と比較すると、「幼稚園」の利用が減少し、「認可保育所」の利用が増加しています。今後、母親の就労状況の変化や子どもの人口推計も踏まえ、ニーズの動向を見極めていく必要があります。

(3) 子どもの病気の際の対応については、前回調査と比較すると、この1年間に、子どもが病気やけがで通常の事業が利用できなかった場合、「母親が休んだ」、「父親が休んだ」の割合が増加していますが、母親が休む割合が高い傾向に大きな変化は見られません。引き続き、仕事と子育ての両立を推進していく必要があります。

(4) 不定期の教育・保育事業や一時預かりなどの利用については、前回調査と比較すると、「一時預かり」の利用割合が増加しています。泊りがけの際の対処方法は、公的な保育サービスを利用せず、親族や知人に預ける傾向が高く、子育てをしやすい環境づくりに努める必要があります。

(5) 地域の子育て支援事業の利用状況については、前回調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。また、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が増加していることから、利用者のニーズは一定満たされていることがうかがわれますが、年齢が高くなるにつれて「利用していない」の割合が高くなる傾向があり、引き続き多様な子育て支援サービス環境の整備に努める必要があります。

(6) 放課後の過ごし方については、前回調査と比較すると、低学年では就学前、小学生共に「放課後子ども教室(キッズスクエア等)」の利用希望割合が増加しており、ニーズが高まっています。高学年では、「習い事」、「自宅」の割合が高く、ニーズの回答傾向に大きな変化は見られません。子どもたちの安全・安心な居場所の確保が求められています。

(7) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度については、前回

調査と比較すると、母親の育児休業の取得割合が増加しており、就労する母親が増えています。引き続き、仕事と子育ての両立の推進に努める必要があります。

(8) 芦屋市の今後の子育て施策については、前回調査と比較しても、①子育てを楽しいと感じることが多いと思う割合や、②子育てで日常悩んでいること、③子育ての環境や支援への満足度、④子育て支援施策に期待すること・重要なことについて、回答傾向に大きな変化は見られません。引き続き、多様な子育て支援サービスの推進に努める必要があります。

最後に、(9) 子ども本人の回答について、今回実施した計画策定に関する調査と併せて、家庭の経済状況にかかわらず子育て施策を広く展開していけるよう、保護者への調査において世帯の収入額を問い、小学生高学年本人と中学生本人への調査で、食事、起床・就寝時間等の基本的な生活習慣、他者との関わり、自己肯定感等について問いました。今回の回答結果から把握できた子育て世帯の経済状況や子どもの生活習慣の実態は一部ではありますが、世帯の収入額による特徴や傾向は見られませんでした。報告書の説明は以上です。

(寺見会長) 平成30年度子育て支援に関するアンケート調査の結果報告について事務局から報告がありました。お気づきの点やご意見、ご質問などがあればお願いします。本日は、それぞれのお立場から皆様にご発言いただきたいと思っております。

(加納委員) 私は社会福祉協議会の代表をしております。子どもといいますが、18歳までと考えてしまうのですが、ここの場では、保育園や幼稚園、認定こども園といった年齢の低い子ども達が主になっており、それに少しついていけないという気持ちがあります。地域全体が健全な養育環境になるように願っておりますので、若い皆様が是非新しい意見をおっしゃってください。地域全体でどう協力できるか意見を聞かせていただきたいと思っております。

(寺見会長) ご意見ありがとうございました。アンケートの内容に関しまして、他にご意見があればお願いします。

(中田委員) 報告書の83ページの「芦屋市の今後の子育て施策について」ですが、保護者の方が気にされていることが「子どものしつけに関すること」や「子どもの教育・保育に関すること」となっており、そのことについて悩んでおられる方が多いのではないかと思います。行政機関に相談することも大切なのですが、日頃から仲間やいろいろな人と話すことで軽減されることが多いので、私たちは行政とは別のところで関わっていけたらと思います。芦屋市全体の社会の雰囲気として井戸端会議のような関係を作っていくことが良いのではないかと思います。

(北尾委員) 悩みを持たれている保護者の方が一定数いらっしゃる中で、どうしていくかを考えますと、学校では、時間は短いですが保護者の方との話の中で受け取っていくことが大切だと考えます。学校の中でトラブルという形で現れて、よく聞いてみると、その後ろに子育ての悩みが隠れているということもあります。学校園としても、トラブル解決を入口として、その奥の子育てに対するお悩みに気づき、関係機関や相談機関に繋げていくことが大切だと感じました。

(高橋委員) 幼稚園の園長という立場から言いますと、報告書の221ページにあります。子育てが楽しいと感じている割合が高いのはうれしいことですし、それをしっかりと支えられる私達でありたいと思っております。その反面、身体がしん

どい、疲れやすいなど、育児の疲れや、しつけに関するお悩みがあります。現場では保護者と直接お話しする機会も多いですし、より丁寧に接していきたいと思っています。現在、幼稚園、保育所といった各就学前施設で園庭開放を行っております。保護者同士が自然と話す中で、悩みを話して心が楽になったり、保護者同士が関わりを持つことで、考える機会が生まれたり、そういった場になっていくことが非常に大事だと思います。委員の方々が、行政と地域という言葉が挙げられましたが、キッズスクエアは、行政が入っているのですが、地域の方にボランティアとして参加していただいています。アンケート調査でもとても好評だと感じました。行政が柱を作っていますが、地域の方との関係性を作っていく、地域の方と繋がっていることが子どもにとって大事なことだと思います。

(寺見会長) 地域ネットワーク作りに力を入れた施策は非常に大切です。

その他のご意見ございませんか。

(友廣委員) 218ページの下から2行目の文章で、「障がいの相談窓口を1つにまとめてほしい」とありますが、保護者の方が書かれている文章をそのまま載せているのですか。何と何の窓口を一緒にしてほしいなど、具体的に何か書かれていたのか、教えてください。

(事務局廣瀬) アンケート結果のうちの主な意見内容を記載しております。原文をそのまま報告書に載せるのは難しいので、表現の方法につきましては修正させていただいております。「障がいの相談窓口を1つにまとめてほしい」というご意見の原文を今すぐお示しすることはできませんが、趣旨としてはこの内容でいただいているとご理解いただければと思います。

(友廣委員) 新たな疑問ですが、アンケート結果は芦屋市の手元には無く、業者が作ったものをもらっているだけということですか。

(事務局廣瀬) 自由意見については、全ての内容をこちらにもらっています。216ページに記載のとおり、非常に多くのご意見をいただいております。

(友廣委員) 今すぐ無理だということはわかりました。根本的に大事な事がわからないというのはどうかと思いますので、考え直してほしいと思います。

別件で、調査結果のまとめが、219ページから223ページまで書いてありますが、この中に放課後児童健全育成事業について書かれていません。それは調査の結果として全くまとめる必要がないという認識なのでしょうか。もし、書いてあるのであればどこに書いてあるのかお示しいただきたいと思います。

(事務局廣瀬) まとめには載っていません。まとめの部分に載っていないからといって、大事ではないとか、まとめに載せるべきではないと考えているものではありません。全てをまとめに載せる事はできませんので、各項目のコメントはそれぞれの設問の下に掲載し、まとめは抜粋して掲載しています。

(寺見会長) 放課後児童健全育成事業に関する項目はありましたか。

(事務局高松) 就学前調査の「10. お子さんの放課後の過ごし方について」の中で、5歳以上の保護者のみに質問しています。67ページの間25「お子さんについて、小学校低学年(1~3年生)となった時の放課後の過ごし方について、どのような場所で過ごさせたいと思いますか。」というところで、放課後児童健全育成事業について触れております。

(寺見会長) これは項目に関してまとめるものですから、放課後児童健全育成事業としてのまとめではないということです。確かに、放課後児童健全育成事業は大きく

動いていますので、施策にきちんと活かしてほしいと思います。

(友廣委員) 危惧するのは、放課後の過ごし方の欄に、キッズスクエアばかりが書いてありますが、それに学童保育が含まれていると誤解されても困りますので、学童保育のことは触れていないですよと確認しただけです。

(三井委員) 事務局としましては、放課後の過ごし方については、キッズスクエア、学童保育、自宅など様々にある中で、全ては一定の法則に基づいて、上位1位、2位や、割合が高い回答を示しています。最後のまとめについては、大きく動いたものや、その傾向を取り上げておりますので、今回学童保育は上位でなかったため載せていません。まとめに載せているか載せていないかについては、結果として載っていないということの確認でよろしいでしょうか。

(友廣委員) そういことです。

(寺見会長) 他には何かご意見ありませんか。

(横山委員) 前回子ども・子育て会議の時から参加しており、現在3年目となります。5歳と3歳の子育て中で、以前から芦屋の子育て環境にはとても満足しています。

先ほどの、高橋委員の地域ネットワークを大切にしようというお話は、非常に共感しました。自分自身が子育て中なので情報が入ってきますが、もちろん行政にはたくさんの子育て施策があり、地域でお母さんたちが様々な企画をしています。表には出ませんが、例えば洋服の交換会ですとか、虫やかまきりに詳しい先生を呼ぼうとか、楽しい企画や子育ての問題を解決しようという企画がたくさんあります。そういった企画について知らない方もいらっしゃると思いますので、もう少し後押しと言いますか、中間支援的な存在になるものがあれば良いと思います。具体的には、ホームページや広報紙で紹介することで、他の地域でもこんなことができるようになりますので、もっとお母さんたちの企画を紹介してほしいです。1人500円集めるなどして、頑張っ活動されているので、数万円でも補助があると活動が促進されると思います。今回のアンケート結果でたくさんの課題が挙がっていると思いますが、行政だけで解決するのは難しいので、そういった企画も良いのではないかと思います。

(武田義委員) 私は今回初めて商工会から参加させていただきます。子どもがまだ保育園でするので、キッズスクエアと学童保育の違いが正直わかっておりません。ここで言うべきなのかわかりませんが、以前、保護者に署名を集めるような運動がありました。商工業者の中で、あの人たちはどんな勤務形態なのか、給料体系はどうかと話題になりました。キッズスクエアの講師をしている会社が商工会の中にありまして、何のためにやっているのか聞くと、未来の子どものためにとおっしゃいました。雇われ方の違いがあるのか、どういった違いがあるのか、保護者にもっとわかりやすい説明があればと思います。子どものことだけでなく、運営の形態なども教えていただきたいです。

(江守委員) 私は子ども会から来ていますが、年々子ども会が減っており、現在は芦屋市内で25団体ぐらいしかありません。先ほど、お母さんたちが企画するというお話がありましたが、それを育てていかないと、子ども会でもお世話をしてくださるお母さんたちが負担になってきて、続けられずに辞めてしまっています。アンケートでは行政のことばかりですが、例えばキッズスクエアは、地域の人たちがボランティアで来てくれて助かるということで、自分もボランティアになって何かしようという、気持ちが入ってくるような子育てプランが良い

と思います。最近地域の繋がりが消えていっているように感じます。この数年で子ども会が少しずつ無くなってきていることが寂しいです。今のお母さん方は、同じ学年同士の繋がりは強いですが、縦の繋がりがなくなっています。子ども会は小さな社会であると言われていています。地域の縦の繋がりが、地域の力が必要だと思います。

<内容2> 第2期子育て未来応援プラン「あしや」策定について

(寺見会長) 続いて次第の内容2『第2期子育て未来応援プラン「あしや」策定について』、事務局から説明をお願いします。

(事務局高松) 資料1に第2期子育て未来応援プラン「あしや」の策定方針についてまとめております。資料左側の項番1から順に「1 子ども・子育てを取り巻く背景と動向」、「2 計画策定の趣旨」、「3 計画の位置付けと期間」、「4 国の方針(見込み量算定の考え方)」、「5 関連計画」、「6 計画の策定体制」、「7 ニーズ調査結果等から見た現状のポイント」、「8 第2期計画の基本理念・基本的視点・基本目標(案)」、「9 第2期計画の目次構成(案)」、「10 計画策定スケジュール(予定)」の10項目で構成しております。

では、抜粋してご説明します。項番1の背景と動向につきまして、記載のとおり、人口減少、少子高齢化の進行、女性の就労率の高まり、子育ての孤立化等の様々な課題に対する対応が求められています。それに伴い、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」がスタートしています。項番2の策定趣旨に記載しておりますとおり、新制度では、①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指しています。

続いて、項番3の計画の位置付けと期間ですが、子ども・子育て支援法第61条第1項において、国で「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられ、本市でも平成27年3月に平成27年度から令和元年度までの5か年計画である子育て未来応援プラン「あしや」の策定を行いました。本日の会議の中では便宜上、第1期計画書と呼ばさせていただきます。今年度をもって計画期間が終了することから、新たに令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として、第2期計画を策定していくこととなります。

続いて、項番4の国の方針(見込み量算定の考え方)ですが、国から(1)「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画」、(2)「新・放課後子ども総合プラン」の大きく2つの通知が示されています。まず、「見込み量」という言葉について簡単にご説明します。国において、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の中で、幼児期の「教育・保育」の量の見込みと、複数の事業から成る「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みを定めることとされています。国が全国共通で「量の見込み」の算出を行うよう指定している事業は、第1期計画書70ページの第5章に記載しております。量の見込みは、昨年度実施したアンケート調査結果に基づき、国が示した手引きを基に算出します。

資料1の項番4にお戻りください。(1)の国通知において、第1期計画策定時に示された量の見込みの算出方法の内容に追加、修正を加えた形で第2期計画の手引きが示されております。主なものとして、「令和2年度末までに待機児童をゼロにするよう確保方策を設定すること」等が盛り込まれています。(2)の

国通知では、地域子ども・子育て支援事業の一つである「放課後児童健全育成事業」の量の見込みの算出方法について、「学年ごとに算出し、小学校6年生まで見込むこと」等が示されております。

続いて、項番5に本市の関連計画を記載しています。

項番6の計画の策定体制について、今後、子ども・子育て会議で協議検討を行い、計画の骨子案が完成後にパブリックコメントとして市民意見を募集予定です。また、行政機関の体制としましては、市長を本部長、副市長を副本部長とし、関係部長で構成する「芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部」及び子ども・健康部長を委員長とし、関係課長で構成する「推進本部幹事会」がございませう。

続いて、項番7に移ります。今回のアンケート調査結果等から得られた現状や傾向についてまとめたものですが、先ほど、次第の内容1においてご説明いたしましたアンケート調査結果の報告の中で触れている内容ですので、ここでの説明は割愛させていただきます。

続いて、資料下段の項番8に移ります。第2期計画の基本理念・基本的視点・基本目標（案）についてお示ししています。お手元の第1期計画書の37ページから40ページにかけて、基本理念・基本的視点・基本目標と、計画の体系について記載しておりますので、併せてご覧ください。

第2期計画の策定に当たり、基本理念、視点、目標につきましては第1期計画を踏襲する形で皆様へご提案しております。具体的には、「みんなで育てる芦屋っ子」～あすを担うすべての子どもがしあわせに育つためのやさしいまちづくり～という基本理念に基づき、(1)子どもの育ちの視点、(2)親としての育ちの視点、(3)地域での支え合いの視点、(4)子育て環境の充実の視点という4つの基本的な視点を設定しています。そこから、(1)家庭における子育てへの支援、(2)子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供、(3)すべての子どもの育ちを支える環境の整備、(4)仕事と子育ての両立の推進という4つの基本目標を掲げております。

また、資料右側の項番9で第2期計画の目次構成（案）をお示ししています。こちら第1期計画書の目次ページと同様の構成です。

本日、皆様へアンケート調査結果のご報告と、会議資料1で策定方針についてお示しいたしました。今後、第2期計画の策定に向け、アンケート調査結果から見えてきた現状と各事業の量の見込みを基に確保方策等を検討していくこととなりますが、計画の大切な核となる部分である資料1の項番8、9につきまして、第1期計画を踏襲する形で策定することにつきまして、本日、皆様のご意見を頂戴できればと考えております。

最後に、資料の項番10に今後の計画策定スケジュール案を載せております。8月上旬の第2回子ども・子育て会議において、第1期計画の各事業の報告・評価を行い、第2期計画の骨子案及びアンケート調査から得られた各事業に対する令和2年度以降の5年間の量の見込みと、それに対してどのように対応していくかという確保方策をお示しし、皆様のご意見をいただきます。

9月中旬の第3回会議において、いただいたご意見を踏まえて再度検討した骨子案及び量の見込みと確保方策をお示しし、10月上旬の第4回会議で子ども・子育て会議としての案をまとめていただく予定です。

その後、11月上旬に推進本部幹事会・本部会において協議し、市としての計画原案を作成の上、12月上旬に市議会へ報告します。12月下旬にはパブリッ

クコメントで意見を募集し、市民説明会を行います。

2月上旬に第5回会議を開催し、皆様にパブリックコメントの結果報告等を行い、再度幹事会・本部会に諮った後、最終3月に市議会へ報告して策定・公表の流れとなります。

今ご説明しましたスケジュールはあくまでも予定ですので、今後変更となる可能性がございますことを予めご理解くださいますようお願いいたします。また、子ども・子育て会議につきましては、現時点で本日を含め、年間5回の開催を予定しております。委員の皆様へ各会議のおよそ1か月前に開催通知をお送りしてご案内しますので、ご足労をお掛けいたしますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

大変長くなりましたが、事務局から資料1の説明は以上です。

(寺見会長) 第2期子育て未来応援プラン「あしや」の策定方針について説明いただきました。資料1の項番8, 9に記載されておられますとおり、第2期計画の基本理念、基本的視点、基本目標と目次構成は、第1期計画を踏襲して策定するという点についてはいかがでしょうか。何かご意見やご質問はございませんか。

(加納委員) 第2期ですので、第1期より充実した計画案を策定したいと思います。今回何を新たに入れてほしいかということですが、資料1の項番9は第1期の踏襲で同じ順番に並んでいます。ここをもっと重点的にした方が良いというご意見を委員の皆様にお聞きしたいです。

(事務局廣瀬) 各所管が行ってきた事業を評価しながら、加納委員がおっしゃるように、もっと力を入れるべきことを見出していかなければいけないと思っています。プランの構成自体を変えていくのか、実施事業の中で重点的にやっていくのかということになります。細かな実施事業につきましては、骨子案が固まってきましたら、昨年度までの評価をしながら、所管課から出してもらいたいと考えています。

(加納委員) 最近の世の中、児童虐待にしても、子どもに関する事件が多すぎます。事件を見ますと、お母さん方もどうしたらいいのかと悩んでいらっしゃると思います。今年度の子ども・子育て会議は今日を含めて5回の予定ですが、その中で、段階を踏んで、今回はこうしようといったテーマを決める事はできませんか。そうでないと、毎回同じような事を言っているような気がしますし、今年は目標を持って、限りある会議を有意義な場にしたいと考えています。

第1期子育て未来応援プラン「あしや」の見直しは、この調査で終えたと認識してよろしいのでしょうか。

(事務局廣瀬) 見直し案は次回お示ししようと考えています。平成30年度で、第1期5か年計画の4年を終えました。毎年子ども・子育て会議に諮り、単年度評価を行っております。そこで昨年度各所管課が目標に対し実施した評価を報告しております。昨年、評価の仕方を見直し、質的評価、量的評価に分け、それぞれ評価を行っておりますが、次回8月の第2回目の会議では、過去の4年間を振り返った総括評価を皆様にお示しし、そこから全体的に計画書の形に骨格を整えてご報告します。そこでご意見をいただいて、さらにしっかりと練り直し、9月の第3回目の会議で再度お諮りします。たくさんのご意見を頂くとお思いますし、もっと重点的に練り直さなければいけない部分も出てくると思いますので、さらに10月の第4回目の会議にお諮りしたいと考えています。第4回目の会議の段階で素案はまとめる形になり、市の幹事会、本部会に諮り、議会に報告

した後に、市民の皆様からパブリックコメントをいただきます。第5回目にパブリックコメントを反映した最終的な案を作成してお示しします。

(加納委員) 児童虐待の話に触れましたが、そこには様々な問題が含まれています。妊娠し、母子手帳を貰うところから子育てが始まると考え、多様化し、複雑化している問題を、障がい者のことも含めもっと深く考えていきたいと思えます。寺見先生という保育の第一人者の方もおられますので、一番大切な時期からしっかりと考え、第2期の策定にあたりたいと思えます。分野別にわけても良いですし、手順を段階的に行政がお考えならそれで良いですが、ここに出ている委員だけでも本心話し合える会にしていきたいと考えております。

(寺見会長) 加納委員がおっしゃったように第1期と同じではなく、創意工夫が必要だという意見もごもっともだと思います。多様性に対してどのように対応していくかは、ぜひ反映させていきたいです。会議はテーマを持って行ってほしいというのもよくわかります。行政側からすると、手順を追って作らないといけませんので、今は土台作りの話をしています。それぞれのお立場から、それぞれのご意見があると思えます。時代のニーズを投入させてほしいという意見は反映させるべきだと思いますが、今日は政策を作っていく流れをこの形で良いかどうかをお諮りしたいと思えます。もう少し本質的なことを入れてほしいというご意見がありました。政策の中身を考えていくところで投入していく部分だろうと思えます。おおむね会議自体は国の方針の中で運営しておりますので、芦屋市の独自性と国の方針の整合性を取りながら、今日は家で言えば基礎土台を作っていきます。あまり前と変わってしまいますと、PDCAを回さないといけませんので、前回との比較が難しくなります。その辺りをご理解いただいた上で、会議を進行して参ります。項目8と項目9を、前回は踏襲した形で進めていって良いかをお諮りしたいと思えます。その上で、内容に関しては、新しい視点を取り込んだ内容設定をしていただきたいです。虐待は毎日ニュースで聞かない日はありません。放課後児童健全育成事業に関しても6年生までの受け入れが必要ですし、学校以外の場所に移動しているという現実的な問題もいろいろとあります。また、子育てに関する不安や、仕事と子育ての両立の問題や、経済上の問題は過去からそこまで大きく変化しているとは思えません。要するに同じことを悩んでいて、変わらず皆同じことで悩んでいるというのは、重く捉えていきたいです。十分に行き届いていないことは確かなので、今回のアンケートの中から新たな視点を組み込んでほしいと思えます。

(友廣委員) 1つ目の質問です。策定方針の項番4(1)に、「令和2年度までに待機児童をゼロにするような確保方策を設定」、(2)には「令和3年度末までに待機児童を解消」と期限が書かれていますが、5年計画は令和6年までですが、なぜ書かれているのですか。

2つ目は、項番4(1)に、「企業主導型保育施設の地域枠の活用」とありますが、これは子ども・子育て支援法外だったと思えますが、なぜ入っているのですか。

(事務局田中) 1点目のご質問ですが、資料1の項番4(1)に関しましては今回の計画の策定にあたりまして、国から手引きが出されており、教育・保育に関するものは、待機児童を令和2年度末までに解消するようにとありました。また(2)の放課後児童健全育成事業につきましても令和3年度末までに待機児童を解消するように記載されております。事業計画は令和6年度までありますが、前倒し

をした形で計画を作るように手引きで示されています。

また、項番4(1)の企業主導型保育施設につきましては、第1期計画には入っておりませんでした。内閣府より、地域枠を活用して受け入れをするように手引きの中に示されておりましたので、記載いたしました。

(友廣委員) まず年度ですが、子育て安心プランも期限がこうなっていますので、これで良いと思います。5年計画で5年目までに待機児童を解消すればいいとか、5年目だから絶対やるという考え方はしてほしくないという意味で聞きました。前倒しされるのは良いと思います。

もう1つの企業主導型保育施設に関しては、国が示したから入れているという理由しか聞けませんでした。認可保育所レベルではないですので、これを入れるということであれば、市として質を確保するために監査をするとか、注視して見ていくとか、指導するというものをしていかなければならないと思います。

(事務局伊藤) 監査ができるかどうかは制度上の問題がありますのでまだ難しいですが、芦屋のお子さんが利用することには変わりはありませんので、今後、企業主導型保育施設とも関係性を持ちながら、できることからやって参ります。

(三井委員) その関連ですが、10月から無償化が始まります。認可外保育施設も一定の条件の中で対象となる場合があります。市から公金が支出されるということになると、今は監査権がありませんが、注視していく必要があると考えています。権限の問題はありますが、制度が変わりつつありますので、できるところから拡大していきたいと考えています。

(友廣委員) 策定方針の項番7に、ニーズ調査結果等から見た現状のポイントが書かれています。アンケートからではないところからも改善すべきことがあります。それが書かれていません。本来はニーズ調査結果からはこういうことがあり、それ以外からはこういうことがあると書いてほしかったです。もう変えられないと思いますので、意見にしておきます。幼稚園に関しては、3年保育という意見がずっと出ていますし、学童保育に関しては、学校内だという意見もずっと出ています。アンケート以外の意見も入れてほしいです。

(寺見会長) 企業主導型が悪いわけではありません。芦屋市全体の教育・保育の質の向上をどのように担保していくかという行政システムの問題です。無償化は認可外保育所も対象になっていますので、監査や第三者評価などのチェック機構をどう作るのかを考えていただきたいと思います。

また、お気持ちはわかりますが、ここにはニーズ調査の結果しか書けません。それ以外のことを書くとすれば、その根拠を明確化していかなければなりませんので、それだけの根拠資料を準備する必要があります。

他にはご意見ございませんか。

(田部委員) 今回初めて参加させていただいたので、どういう会議かわからずに来ました。資料1の項番10に、計画策定スケジュールがあり、口頭では言われたのですが、こういうことをするというアウトラインを作っていただきたいという希望があります。会長から土台を作っていくという説明をしていただきましたが、やはり1時間半という貴重な時間を無駄にしたくないので、1回1回こんなことをするという具体的な流れを示していただけたら参加しやすいと思います。

(事務局廣瀬) 計画の策定になりますので、ご意見を踏まえた上で内容が変わっていく可能性があります。委員の皆様にはわかりやすいように作成したいと思います。

- (寺見会長) これだけ皆様が集まって論議をする機会がありますので、全部は対応できませんが、こういった内容をしたという意見を頂くのもいいかもしれません。
- (事務局廣瀬) 会議の時間が限られておりますので、会議が終わってからでもお気づきの点があれば、意見シートにご記入の上、FAXか返信用封筒でご送付ください。できるだけ次に活かしていきたいと思っております。
- (寺見会長) これは親会議ですので、本当は子会議を作ってそれぞれの部門で話し合っていたのが良いのではないかと思います。市民会議のようなものがあればと思いますが、今後の流れで調整されてください。

<内容3> 小規模保育事業所の認可・確認について

- (寺見会長) それでは、次第の内容3に移ります。「小規模保育事業所の認可・確認について」、事務局から説明をお願いします。
- (事務局田中) 今回の会議で皆様からご意見を頂く対象施設は、芦屋市立岩園保育所が昨年度大規模改修をした際に仮園舎として使用していた建物において、社会福祉法人山善福祉会に運営いただく小規模保育事業A型の「翠ヶ丘保育園」となっております。この説明につきましては、後ほどご説明させていただきますが、まずは、本日の子ども・子育て会議の位置づけなどについて、「資料2-1 施設型給付の概要と仕組み」及び「資料2-2 芦屋市家庭的保育事業等認可等規則」を使いながら説明させていただきます。

まず、この「子ども・子育て会議」では、主に2点について、委員の皆さまからご意見を頂きたいと考えています。

1つ目が、小規模保育事業を含めた家庭的保育事業等の認可についてです。児童福祉法において、「市長は、家庭的保育事業等の認可をしようとする時は、あらかじめ、児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない」との旨が規定されています。本市としましては、後ほど説明をさせていただきます「翠ヶ丘保育園」について認可をしようとしておりますことから、本市においては児童福祉審議会を設置しておりませんので、子ども・子育て会議の意見をお聴きするものです。

2つ目は、子ども・子育て支援法において、「市長は、幼稚園・認可保育所・認定こども園の施設や、小規模保育事業を含めた家庭的保育事業等の利用定員を定める時には子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない」との旨が規定されており、本市としましては、「翠ヶ丘保育園」の利用定員を定めるため、子ども・子育て会議の意見をお聴きするものです。

それでは、「資料2-1 施設型給付の概要と仕組み」をご覧ください。この資料では、小規模保育事業が、子ども・子育て支援新制度の中でどのような位置づけになっているのかを説明しております。

まず、1ページの上段の図についてですが、平成27年度から始まりました子ども・子育て支援新制度では、施設型給付と地域型保育給付という2種類の制度がございます。上側の四角囲みの施設型給付には、認定こども園・幼稚園・保育所が分類され、下側の四角囲みの地域型保育給付には、本日の議題であります「翠ヶ丘保育園」が該当する小規模保育の他、家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育という事業が分類されております。

2ページをご覧ください。ここでは、本日の議題であります「翠ヶ丘保育園」が分類される地域型保育事業の4つの事業類型について説明いたします。いずれも、対象年齢が0～2歳児で、市の認可事業ということで共通しております。上から順に、小規模保育事業とは定員が6～19人の事業、家庭的保育事業とは定員が1～5人の事業、事業所内保育事業とは事業所の従業員の子どもに加え、地域の子どもの定員枠を設定した事業、居宅訪問型保育事業とは保育を必要とする子どもの居宅で実施する事業というように分類されています。

3ページをご覧ください。ここでは地域型保育事業の認可基準の概要を記載しております。一番下の表に、参考として都道府県等が認可を行う保育所の基準も記載されており、比較しながらご覧いただけます。細かく見ていきますと、小規模保育事業についてはA型・B型・C型の3つの類型が存在し、それぞれの認可基準がございます。ただ、本日の議題であります「翠ヶ丘保育園」が、小規模保育事業A型に該当しますので、小規模保育事業A型以外の説明は割愛させていただきます。

まず、表の左から2列目の「職員数」については、保育所の配置基準プラス1名を配置いただきます。この「保育所の配置基準」ですが、参考として一番下の表に記載されている保育所の表欄外に朱書きしていますとおり、芦屋市では1・2歳児における配置基準は子ども5人までに対して保育者1人としていますことから、国が定める基準よりも手厚い配置基準を設けています。

次に、その1つ右の列の「職員資格」については、全員保育士等の有資格者を配置いただきます。

次に、その1つ右の列の「保育室等」の面積については、参考として一番下の表に記載されている保育所の表と比較していただくとおわかりいただけると思いますが、保育所の場合、0・1歳児については、乳児室は1人当たり1.65㎡、ほふく室は3.3㎡を基準としておりますが、小規模保育事業A型については3.3㎡が必要となっております。

次に、1番右の列の「給食」についてですが、制度上は、自園調理に限らず連携施設等から搬入することも可能となっております。

ここで、この「連携施設」という用語を補足説明させていただきますが、小規模保育事業は、定員が19人以下と認可保育所に比べ定員規模が小さいことや、0～2歳児の受け入れ事業という特性を踏まえ、3つの役割が求められています。

1つ目が、集団保育を体験させるための機会の設定や相談・助言による支援を行う役割です。

2つ目が、職員の病気等の緊急時等に必要に応じて代替保育を提供する役割です。

3つ目が、卒園後の受皿という役割です。ただし、この連携施設については、平成27年度から開始した子ども・子育て支援新制度において、今年度末まではその設定をしないことができるという経過措置が設けられていたところですが、先般、国の省令が改正され、更にこの経過措置の期間が5年間延長されたことを受け、本市においても、これまで連携施設を設けないとすることができる経過措置の期間を設けておりましたので、今後条例改正案の上程等必要な手続きに取り組んで参りたいと考えております。

このように、子ども・子育て支援新制度では、兵庫県が認可する幼稚園・保育

所・認定こども園といった教育・保育施設とは別に、本市が認可するものとして小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型事業の4種類の事業があり、さらに小規模保育事業についてはA型・B型・C型の3つの類型があるということになります。

次に、「資料2-2 芦屋市家庭的保育事業等認可等規則」をご覧ください。こちらの資料についての説明は、時間の都合上一点だけにさせていただきます。2ページの中央付近の第5条をご覧ください。

先ほども申し上げましたが、小規模保育事業を含む家庭的保育事業等を市長が認可をしようとする時は、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないという趣旨を記載しております。その他の部分の説明につきましては割愛させていただきますが、本規則に従いまして、認可の手続きを進めることとしております。

資料2-1及び資料2-2につきまして、事務局からは以上です。

(寺見会長) 事務局の説明について何かご意見、ご質問はありますか。

(西村副会長) 芦屋市家庭的保育事業等の「等」の中に小規模保育事業も含まれるということですが、先ほどの規則の中に「認可しようとする時には、子ども・子育て会議の意見を聞かなければいけない」とありましたが、ここで通過すると認可ということになってしまうということですか。

(事務局田中) 認可につきましては、認可基準を満たしているかどうか、利用計画上、ニーズ量の過剰供給になっていないかという部分です。認可基準を満たし、過剰供給とならない本件については、認可を拒むことはできませんが、認可するにあたって、子ども・子育て会議で気付いた点などをお聞きして、事業者にお伝えするというプロセスを踏んでいきたいと思っております。

(西村副会長) 例えば、認可保育所を認可する時は審議委員会を設けるなど、一定のプロセスを経ていますが、ここには設計図は出ていますが、保育の計画書が示されているかという点と乏しいです。認可制度の中で子どもを預かる施設ですので、こういった大きい会議ではなく、審議委員会とまではいなくても、審議部会を設けて検討する必要があります。設計図や保育の計画に対して意見の交換をし、こちらからの指示を示した上で運営していただくという、会議を設けていただきたいと思っております。ここを通ってしまいますと、全てが承認されてしまうので、2時間の会議の1つの案件として扱うには大きすぎると思っております。本当はもっと聞きたいことがたくさんありますが、時間が足りませんので、その辺りを考えていただきたいと強く思います。

(寺見会長) 専門部会は作られなかったのでしょうか。

(事務局田中) 昨年度までは確認部会という専門部会を設けておりました。今回の事業者は、事業者を選定するにあたって事業者選定委員会で公募しまして、そこでの選定を踏まえて決定した事案であり、市が恣意的に選んだ事業者ではないということで一定の担保はされています。認可保育所など県が認可する場合、市に審議会はなく、認可に必要な書類を事業者と事務局で協議をし、県に提出して一定のプロセスの中で審議いただいております。認可保育所や認定こども園の場合は市の中の別の機関で審議されているにもかかわらず小規模保育事業についてはこういう形でやっている、というわけではないということをご理解いただきたいです。審議するには書類が充実していないという部分は検討させていただき改善に努めます。ご意見ありがとうございました。

- (寺見会長) 小規模保育事業のことを検討するのは別の組織なのですか。
- (事務局田中) 事業者を選定するのは選定委員会です。
- (寺見会長) 選定委員会は、子ども・子育て会議の下部部会に位置付けられているのですか。
- (事務局田中) 芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会という別の附属機関です。
- (寺見会長) すでに選定委員会では承認されているのですか。
- (事務局田中) 事業者を選ぶことに関しましては、選定委員会で書面審査や面談を行い決定しております。
- (西村副会長) もう少し内容をしっかり出してもらいたいです。
- (事務局田中) 申請書類から抜粋したのですが、認可にあたっての書類は、履歴書や計画含め多くございます。今回の資料は、今までの確認部会を踏まえてこのような資料を提出させていただきました。
- (西村副会長) 1つ言いたいのは、計画に変更が生じた時に、変更を承認するプロセスを作っておかないといけないと思います。他市の小規模保育所ですが、始めの計画と違うのが、ガラス張り仕様になっていて中が全て見えてしまっているところです。計画の時にはそうではなかったのですが、仕様に則って変えるとガラス張りになりました。それが子どもを預かる施設として適切かどうかを検討して変更を進めなければいけなかったのに、スタートしたらそうなっていたという悲しい事案です。ですから、変更が生じた時に確認して、仕様や基準だけではなく、子どもが育つ環境として適切かどうかということの評価できるプロセスを作っておきたいと思いました。
- (寺見会長) 今後、様々な変更が起こった場合に、どのように変更手続きを行い、どの会議がチェック機構になるのかというのは明示された方が良いと思います。
- 今回の案件につきましては、皆様のご意見を頂きたいです。個人情報もあり、ここに申請資料を全て公開することはできませんが、事務局から資料2-3及び資料2-4の説明をお願いします。
- (事務局田中) それでは、「資料2-3 芦屋市家庭的保育事業認可申請施設等の概要」をご覧ください。
- こちらは、来月7月1日に開園いたします「翠ヶ丘保育園」の概要を記載しています。上段の表「1 法人概要」をご覧ください。内容は記載のとおりです。
- 次に下段の表「2 認可申請施設の概要」をご覧ください。
- 事業所の名称は、翠ヶ丘保育園です。所在地といたしましては、芦屋市立岩園保育所の仮園舎がございました翠ヶ丘町20番1号です。事業の種類は、小規模保育事業A型です。事業開始の予定年月日は、来月7月1日です。開所時間につきましては、他の認可保育所等と同じ時間になっています。休園日については、日曜・祝日・年末年始となっております。定員については、19人で、年齢別の内訳は、0歳児が3人、1歳児が7人、2歳児が9人です。
- 2ページの最上段の表「3 園舎・園庭」をご覧ください。0歳児室と1・2歳児の保育室については、記載のとおり、どちらも認可に必要な面積基準を満たしていることは当然ですが、もともと定員60人の市立岩園保育所の仮園舎として使用していたため、十分な面積が確保できております。
- 屋外遊戯場については、敷地内を予定しています。調理関係については、自園調理で、アレルギー食へも対応いただけることを確認しております。

「4 事業の目的及び運営の方針」については割愛させていただきまして、その下の表「5 施設長予定者」についてですが、現在法人が運営しており、今回の連携施設でもある「しおさいこども園」の乳児指導保育教諭の方が着任する予定となっています。資料2-3につきましてもの説明は以上です。

それでは資料2-4の内容の説明に移らせていただきます。

こちらは、先ほどご説明しました認可予定の翠ヶ丘保育園を、表の下から3行目に新たに追加しました。定員は3号認定の0歳児が3人、その一つ右の列の1・2歳児が16人となります。これにより供給過剰にならないかという点につきましては、6月1日時点の待機児童数が、0歳児が41人、1歳児が90人、2歳児が44人となっておりますことから、「翠ヶ丘保育園」の定員設定については必要なものであると考えております。今後につきましても、引き続き待機児童の解消に向け、保育施設等の整備に取り組んで参りたいと考えております。

(三井委員) 補足ですが、これは待機児童解消の中で、市立保育所を大規模改修する時に建てたプレハブの仮園舎の有効活用としての事業です。今年度中は小規模保育事業所ですが、今年度の2歳児は来年3歳児となり、小規模保育所外となりますので、来年4月以降は県の認可をいただいて、認可保育所として運営しようと考えています。現在運営中の朝日ヶ丘幼稚園を廃園後、私立認定こども園を同時に公募し、同じ法人でそこに移っていただくという前提です。令和4年4月1日に開園予定ですので、翠ヶ丘保育園の子どもたちは朝日ヶ丘の私立認定こども園に移っていただきます。山手地区は待機児童が多い地区ですので、待機児童の解消に寄与したいと考えております。

(寺見会長) 何かご意見やご質問はございませんか。

(西村副会長) 今回初めての委員の方も多く集まって、様々な意見が出されたことは意義のあることだと思います。国の示した大きな柱に則って計画を進めていきますが、地域の中でお母さんたちが取り組んでいることを、市として後押しするしくみを作ってはどうかという提案をいただいて、そういうところから市民活動とのリンクや地域の繋がりを捉えていければと思いました。今までの考え方は、サービスを提供する側と求める側、求める側からのニーズを吸い上げて提供する側が骨組みを作っていくという感じでした。しかし、サービスを受ける側も力を持っていて、供給する側がそれを活かせる仕組みを作っていくという、双方向的な、子育てをしている人の力を最大限に活かせるような芦屋市の取組の骨格を作ることができれば、もっと良いものになるのではないかと思います。今後そういう進め方をしていける会議になればと思いました。

(寺見会長) ありがとうございます。そろそろ時間になりましたので、一旦事務局へお返しします。

<内容4> その他

(事務局廣瀬) 本日はたくさんのご意見を頂きありがとうございました。時間も限られておりましたので、もし、会議後に何かお気づきの点やご意見等がございましたら、本日皆様の机の上に『第2期 子育て未来応援プラン「あしや」の策定に向けた意見シート』というA4片面1枚の用紙と返信用封筒を置かせていただいておりますので、事務局までいただければありがたいと考えております。ご提出方

法はファックスまたは返信用封筒に入れて事務局までご返送ください。

今後のスケジュールにつきましては、次回第2回会議を8月7日の午前10時から開催させていただきます。第2回会議では、本日、皆様にいただいたご意見と、「意見シート」でいただいたご意見を踏まえ、事務局より第2期計画の骨子をお示しすると共に、例年実施しております、第1期計画の子育て支援に関する各種事業について、皆様に実績の評価及び協議を行っていただきます。また、第2期計画策定に向け、アンケート結果から得られた各事業の量の見込みと確保方策についても、併せてお示しする予定です。

(寺見会長) ありがとうございます。その他、事務局から事務連絡はございますか。

【事務局から連絡事項】

(寺見会長) では、これを持ちまして令和元年度第1回芦屋市子ども・子育て会議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

<閉会>